

医療税務

つうしん

No.27

株式会社ムトウコンサルティング事業部

札幌市北区北 11 条西 4 丁目 1 番地 電話〔直通〕011-728-6114

平成 21 年 10 月

Q1 取引先や自院の役職員との飲食等の費用が交際費になるのか会議費、福利厚生費でいいのか区分に迷うことがあります。税務上の取扱いのポイントを教えてください。

- A** **ポイント**
1. 交際費であるか否かの判断は、実務的に難しい場合があります、特に法人の場合は、交際費に該当しない1人当たり5千円以下の飲食費の取扱いや会議費、福利厚生費との区分に留意して判断する必要があります。
 2. 判断のポイントは、会議費は会議としての実体を備えているか、通常要する費用か、福利厚生費は通常要する費用か、一律に、一定の基準に従っているか等といえます。

1. 交際費についての税務上の取扱い

- ① 交際費とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等（自院の役員、従業員及びそれらの親族も含む）に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいいます。

交際費については、医療法人の場合期末出資金の額により下記のように損金算入限度額が決められていますので、交際費と判断されると損金と認められない金額が発生することになります。

交際費の損金算入限度額

期末出資金	年間損金算入限度額
1億円以下	①支出交際費が600万円※以下の場合 ⇒ 支出交際費の90%
	②支出交際費が600万円※超の場合 ⇒ 540万円
1億円超	ゼロ（全額損金不算入）

※ 平成21年6月19日、経済危機対策の一環として交際費等の損金不算入制度が改正され定額控除限度額が年400万円から600万円に引き上げられました。この改正は平成21年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。

- ② 一方、個人病医院の場合は、法人税のような損金算入限度額はありますが、病医院経営のために直接必要とされる経費であることが要件とされますので、院長個人の家族や親族との飲食費などは必要経費にはなりません。したがって、個人病医院の場合は、経営に直接必要とされる費用であることがしっかりわかるように、その支出理由を記載しておくことが必要です。

交際費に該当しない1人当たり5千円以下の飲食費——飲食その他これに類する行為のために要する費用（専ら役員もしくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く）であって、1人当たりの金額が5,000円以下の費用は、交際費に該当しません。

金額計算方法

飲食費の為に要する費用（支出金額）÷ 飲食等に参加した人数 = 1人当たりの金額

この取扱いは、次に掲げる事項を記載した書類を保存している場合に限り適用されます。

- | | | |
|--------------------------|--|----------------|
| ① その飲食等があった年月日 | ② その飲食等に参加した得意先、仕入先、その他事業に関係のある者の氏名、名称及び関係 | ③ その飲食に参加した者の数 |
| ④ その飲食に要する金額、飲食店名及びその所在地 | ⑤ その他参考となるべき事項 | |

したがって、領収書や請求書等だけでは確認できない人数や接待先の名称や氏名などの事項

は書類などに記録しておく必要があります。

その他留意点

- 1次会、2次会の費用——開催場所を変えている場合は支払相手別に金額と出席人数で判定。
- 取引先との飲食で自院の従業員が大半を占める場合——事業運営の円滑化を目的とした支出であれば判定から除外する必要はない（院内飲食費とはならない）。
- 飲食の際にその飲食店のお土産を贈った場合——5千円以下の判定に含めて構わない。

2. 会議費、福利厚生費との税務上の区分

- (1) 会議費**・・・会議費とは、会議に関連して、茶菓、弁当、その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用です。通常要する費用とは、医療法人の場合は、「院内又は通常会議を行う場所において、通常供与される昼食の程度を超えない飲食物等の接待に要する費用」とされています。したがって、実質的にみて、明らかに会議費に該当するような費用については、1人当たり5,000円超のものであっても、通常要する費用として認められるものであれば交際費に該当しないものとされています。ホテルの会議室での会食を伴う費用（例えば社員総会、理事会など）は、1人5,000円を超えても会議費として取り扱うことができます。

ただし、その会議の場所や内容が会議としての実体を備えていないとか、懇親会の要素が強いとか、通常要する費用を超える金額であれば会議費とはされず、交際費として取り扱われます。

- (2) 福利厚生費**・・・福利厚生費とは、役員又は従業員の福利厚生のために支出する費用をいい、その支出形態は、法定福利費、厚生費、レクリエーションなどの行事費、厚生施設負担額及び現物給与などがあります。福利厚生費の本質は法人から役員又は従業員に対する経済的利益の供与ですが、経済的利益の供与であっても、その供与が法人の業務上必要なもの、又はその支出する金額が社会通念上また通常必要と認められる金額の範囲内のものであれば、福利厚生の本来の目的のために支出したものと認められ、給与又は交際費になりません。

福利厚生費と交際費等の区分で交際費等から除くものとして、税法は、次のものをあげています。

- | |
|--|
| ① 専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用 |
| ② 創立記念日、国民祝日、新社屋落成式等に際し従業員におおむね一律に社内において供与される通常の飲食に要する費用 |
| ③ 従業員、その親族等の慶弔、禍福に際し一定の基準に従って支給される金品に要する費用 |

福利厚生費は上記のように通常・一律・一定とあるように、その支出は社会通念上妥当であろう金額とされ、通常一般的に行われている程度を超えると交際費とされます。そこで、従業員に対する接待等の福利厚生費、交際費の区分は、次の3つの基準によって判断することになります。

- (1) 専ら従業員のためか**——一定以上の役職者だけを対象とした旅行やパーティ、忘年会などは福利厚生費とはならず、交際費（役員だけを対象とした場合は役員賞与）となります。
- (2) 支出する金額が通常要する費用か**——この範囲は、行事の性格、内容、参加人員、開催場所等を総合勘案して判断します。例えば、運動会等の費用でも、通常要する費用を遥かに超える豪華なものであれば交際費になります。また、全従業員を対象とした忘年会であっても、料亭で豪華に遊興した費用であれば、通常範囲を超えるものとして全額交際費となります。
- (3) 一定の基準によったものか**——一定の基準により、従業員の慶弔、禍福に対して支出される金品は、福利厚生費になります。ただし、その「一定の基準」が、社会通念上相当と認められる金額を超えていけば福利厚生費ではなく交際費又は給与等になります。

このように福利厚生費と交際費の区分は、前者が機会均等で全従業員にまんべんなく行き渡るものといった概念が強く、後者は特定者を対象にしている概念が強いということが出来ます。

Q2 電子カルテや電子計算機などを導入した場合、病医院の規模が中小企業者に該当すると税制上の優遇措置があると聞きましたが、どのような措置か教えてください。

- A **ポイント**
1. 中小規模の医療法人が電子計算機など特定の機械等に設備投資した場合、中小企業投資促進税制の適用対象となると特別償却又は法人税額の特別控除が受けられます。
 2. この優遇措置は、青色申告の出資金3,000万円以下の特定中小企業者が、対象となる新品の機械等を取得して事業に供した場合に、いずれか選択できるものです。

1. 中小企業投資促進税制の適用要件、特別償却限度額及び税額控除限度額

- (1) 青色申告書を提出する医療法人で出資金3,000万円以下のもの（特定中小企業者）が、平成10年6月1日から22年3月31日までの期間に2に掲げる新品の特定機械装置等（器具備品については電子計算機及びその附属機器等に限ります。）を取得して事業の用に供した場合には、次の算式で計算した特別償却又は税額控除との選択適用をすることができます。

$$\text{特別償却限度額} = \text{取得価額} \times 30\%$$

$$\text{税額控除限度額} = \text{取得価額} \times 7\% \text{（ただし、法人税額の20\%を限度とします。）}$$

超えた部分は1年間繰り越して控除できます。）

- (2) 特別償却と税額控除の選択については、特別償却は取得供用年度の利益を圧縮し、将来の減価償却を早期に費用化することになりますので、課税の繰り延べとなります（特別償却を行った年度の税金は減りますが、その後の減価償却費が減り税金が増えますので減価償却期間全体の税金合計は特別償却しない場合と同じです）。一方、税額控除は文字通り支払税額を減額するものですので、納税額が減る点で税額控除が有利といえます。

計算比較 適用対象となる電子計算機、電子カルテ合計500万円の設備投資をした場合

特別償却を選択した場合 $500\text{万円} \times 30\% = 150\text{万円}$ （普通償却にプラス）

税額控除を選択した場合 $500\text{万円} \times 7\% = 35\text{万円}$ （法人税額の20\%が限度）

- 留意点**
- ・出資金を有しない従業員1,000人以下の医療法人も特定中小企業者に含まれます。
 - ・出資金3,000万円超1億円以下の医療法人は、特別償却のみ行うことができます。

2. 制度の対象となる特定機械等

① 機械及び装置で、1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの

例えば入院患者用の給食用設備、洗濯設備、機械駐車場設備等。

(注) 機械及び装置とは耐用年数省令別表第二に該当するものをいい、医療機器は別表第一「器具及び備品」に該当しますので、この機械及び装置ではありません。

② 事務処理の能率化等に資する電子計算機及びインターネットに接続されたデジタル複合機で1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの

電子計算機については、処理語長が16ビット以上で、かつ、設置時の記憶容量が16メガバイト以上の主記憶装置を有するものに限られます。また、これと同時に設置する附属の入出力装置、補助記憶装置、通信制御装置、伝送用装置、電源装置も含まれます。

なお、同一の事業年度内において取得した同じ種類の器具及び備品の取得価額の合計額が120万円以上となる場合も対象となります。

③ 一定のソフトウェアで取得価額が70万円以上のもの

ソフトウェアにはシステム仕様書等が含まれますが、サーバー用のオペレーティングシステム、データベース管理ソフトウェア等、連携ソフトウェア、ファイアウォールソフトウェア等の情報基盤強化税制の対象となる設備は除かれています。

病院機能評価等の情報はここに <http://www.wism-mutoh.co.jp/department/consulting>